



特別編 その2

※ ○か×で答えてね ※

問1 車道を走行中、進路前方の横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければ違反になる。

答え	
----	--

問2 イヤホンを耳につけて、大音量で音楽を聴きながら運転した。

答え	
----	--

問3 自転車は妨害運転罪（あおり運転）の処罰対象にはならない。

答え	
----	--

問4 このように広い路側帯では、自転車は横に並んで通行しても違反ではない。



答え	
----	--

問5 自転車を飲酒運転するおそれがある者に、自転車を貸し、その者が飲酒運転した場合、自転車を貸した者も処罰対象となる。

答え	
----	--

問6 タンデム自転車やけん引中の自転車は、自転車に区分されるが、「普通自転車」には当たらないので、歩道を通行することはできない。



答え	
----	--

問7 横断歩道を通行する際、歩行者がいらないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗って横断歩道を通行することができる。

答え	
----	--

問8 写真の状況で「軽車両用」の補助標識がある車両用信号機に従って交差点を直進した。



答え

問9 自転車は駐車違反の対象ではない。

答え

問10 保護者は、未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを使用させるよう努めなければならない。



答え	
----	--



特別編 その2 正答および解説

問1 正解は：○

設問のとおり。

違反種別：横断歩行者等妨害等

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円

問2 正解は：×

スピーカーの音量を大きくし、又はヘッドホンを使用して音楽を聞くなど、警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。

違反種別：公安委員会遵守事項違反

罰則：5万円以下の罰金

反則金：5,000円



問3 正解は：×

自転車も妨害運転罪（あおり運転）の処罰対象です。妨害運転罪とは、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことです。不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は危険です。絶対にやめましょう。

違反種別：妨害運転罪

罰則：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

問4 正解は：×

広い路側帯であっても横に並んで通行することはできません。

違反種別：並進禁止違反

罰則：2万円以下の罰金又は科料

反則金：3,000円

問5 正解は：○

設問のとおり。令和6年11月1日から、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供者に対して新たに罰則が整備されました。

＊自転車の提供者

違反種別：酒気帯び運転（幫助）

罰則：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

＊酒類の提供者・同乗者

違反種別：酒気帯び運転（幫助）

罰則：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



問6 正解は：○

設問のとおり。

歩道を通行することができるのは普通自転車のみです。

普通自転車とは、車体の大きさが長さ190cm以内及び幅が60cm以内であり、車体の構造が4輪以下、側車をつけていないこと、運転者以外の乗車装置を備えていないこと（幼児用乗車装置を除く。）などの基準を満たす自転車です。

問7 正解は：○

設問のとおり（歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて、押して歩きましょう。）。

違反種別：安全運転義務違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円

問8 正解は：○

交差点先には進入禁止の標識がありますが、「軽車両を除く」の補助標識があるので、軽車両である自転車は「軽車両用」の補助標識がある車両用信号機に従って交差点を直進することができます。

問9 正解は：×

自転車は車両の仲間。自転車は駐車違反の対象です。

また、駐停車禁止の標識がある道路や、法定の駐停車禁止場所では駐停車違反にも該当します。

違反種別：駐停車違反

罰則：10万円以下の罰金

反則金：6,000円

駐車違反標識



駐停車禁止標識



問10 正解は：○

設問のとおり。

「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で定められています。